



山形県公報

令和7年6月27日（金）

第616号

毎週火・金曜日発行

目次

規則

○建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………（建築住宅課）…700

告示

- 歳入の収納の事務の委託……………（こども安心保育支援課）…701
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（地域福祉推進課）…702
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………（同）…同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（同）…同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………（同）…703
- 生活保護法による指定施術機関の廃止の届出……………（同）…704
- 地域登録検査機関の登録の更新……………（県産米戦略推進課）…同
- まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の
設定……………（庄内総合支庁水産振興課）…705
- ずわいがに日本海系群B海域に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の
設定……………（同）…同
- まだら本州日本海北部系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の
設定……………（同）…同
- 国土調査の成果の認証……………（農村計画課）…同
- 同……………（同）…706
- 農用地利用集積等促進計画の認可……………（農村整備課）…同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………（森林ノミクス推進課）…707
- 同……………（同）…708
- 車両制限令第3条第1項第2号イの規定による道路の指定……………（道路保全課）…同
- 車両制限令第3条第1項第3号の規定による道路の指定及び同令第10条第1項の規定による
通行方法……………（同）…同

公安委員会関係

規則

○山形県道路交通規則の一部を改正する規則……………709

選挙管理委員会関係

告示

- 参議院山形県選出議員選挙における選挙人名簿の登録の基準日……………718
- 令和7年1月26日執行の山形県議会議員補欠選挙（酒田市・飽海郡選挙区）における候補者の
選挙運動に関する収支報告書の要旨……………同

公告

○一般競争入札の公告……………（市町村課）…721

正誤

規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 27 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第47号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和37年 4 月県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「指定」を「指定等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）第 2 の規定により規則で付加する定期調査等（法第12条第 1 項の規定による調査に限る。）の項目、方法及び結果の判定基準は、別表第 1 の 2 のとおりとする。

第12条中「前条」を「前条第 1 項」に改める。

別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 1 の 2

	調査項目		調査方法	判定基準
(1)	居室の換気	換気設備（第12条第 1 号に掲げるものを除く。以下この表において同じ。）の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。
(2)		換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視又はこれに類する方法（以下この表において「目視等」という。）により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
(3)	特別避難階段	階段室又は政令第123条第 3 項第 1 号に規定する付室の排煙設備（第12条第 2 号に掲げるものを除く。以下この表において同じ。）の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
(4)	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、3 年以内に実施した法第12条第 3 項の規定による検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	可動式防煙壁が作動しないこと。
(5)	排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認すること。	排煙設備が作動しないこと。
(6)	非常用エレベーター	昇降路又は政令第129条の13の 3 第 3 項に規定する乗降ロビーの排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。

(7)	非常用の照明装置（第12条第 3 号に掲げるものを除く。以下この表において同じ。）	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。	非常用の照明装置が作動しないこと。
(8)		照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。
(9)	各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉（以下この表において「常閉防火扉」という。）	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視等により確認する。	物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
(10)		扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(11)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
(12)		固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
(13)		人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉の作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、3 年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）第 1 第 1 号の規定に適合しないこと。

附 則

- この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。
- この規則の施行の日前に行われた建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第 1 項の規定による調査については、なお従前の例による。

告 示

山形県告示第494号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に歳入の収納の事務を委託した。

令和 7 年 6 月 27 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 指定公金事務取扱者の名称、事務所の所在地及び指定年月日
社会福祉法人日本保育協会
東京都千代田区麹町一丁目 6 番地 2
令和 7 年 3 月 21 日
- 委託業務の名称
保育士登録業務

3 委託した収納の事務に係る歳入

保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料

4 委託契約の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

山形県告示第495号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和7年6月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
さとうウィメンズクリニック	天童市南小畑四丁目1番1号	令和 7. 4. 1
眼 科 海 野 医 院	酒田市相生町一丁目3番19号	同 4. 28

山形県告示第496号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年6月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	廃 止 年 月 日
平 林 歯 科 医 院	鶴岡市神明町7番32号	令和 7. 2. 25
あ か ね 薬 局	鶴岡市家中新町11番38号	同 2. 28
有 限 会 社 太 田 薬 局	村山市楯岡五日町2番9号	同 3. 1
須 貝 薬 局	東置賜郡川西町大字上小松1735番地12	同
すこやかレディースクリニック	鶴岡市東原町19番27号	同 3. 31
訪問看護ステーション コティエ	新庄市大手町2番68号2F	同
眼 科 海 野 医 院	酒田市中央西町4番4号	同 4. 27

山形県告示第497号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和7年6月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
星の村	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	米沢市大字笹野202番地の3	令和 7. 3. 1

山形県告示第498号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年6月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
桜井歯科医院	居宅療養管理指導	酒田市東大町三丁目40番9号	令和 7. 1. 16
小規模多機能型居宅介護やすらぎトウメキ	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	新庄市五日町字トウメキ1086番地15	同 1. 31
ケアセンターとこしえ二色根	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	南陽市二色根73番地	同
ふれあい鮭川指定居宅介護事業所	居 宅 介 護 支 援	最上郡真室川町大字平岡1658番地2	同
有限会社太田薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	村山市楯岡五日町2番9号	同 2. 28
須貝薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	東置賜郡川西町大字上小松1735番地12	同 3. 1
ケアプランセンター虹	居 宅 介 護 支 援	鶴岡市日枝字海老島36番4号	同 3. 19
芙蓉荘居宅介護支援サービス	居 宅 介 護 支 援	酒田市宮野浦三丁目20番1号	同 3. 31
社会福祉法人朝日町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	居 宅 介 護 支 援	西村山郡朝日町大字宮宿1115番地	同
ホームヘルプサービスひまわり	訪 問 介 護	最上郡戸沢村大字蔵岡字野中沢前山2759番地	同
みすみ指定通所介護事業所	介護予防認知症対応型通所介護	酒田市檜橋字大柳1番地16	同
グループホーム「結いのき」	認知症対応型共同生活介護	米沢市花沢町269番地の54	同 4. 1

協立ショートステイセンター ふたば	短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護	鶴岡市日枝字海老島64	同
----------------------	------------------------------	-------------	---

山形県告示第499号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年6月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施術機関の氏名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	廃止年月日
星 川 順 一	桺町鍼灸整骨院	尾花沢市桺町四丁目3番1号	令和 7. 3. 31

山形県告示第500号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

令和7年6月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 登録年月日及び登録番号
平成17年7月4日
40
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社丸公
代表取締役 柴崎 雅紀
村山市中央二丁目1番37号
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類
国内産玄米
- (4) 登録の区分
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
柴 崎 雅 紀	玄米	国内産農産物に限る。
太 田 喜与志	玄米	
大 類 明 訓	玄米	

- 2 (1) 登録年月日及び登録番号
平成17年7月4日
41
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

有限会社藤五商会
代表取締役 二戸部 藤一
最上郡戸沢村大字津谷1640番地
(3) 農産物検査を行う農産物の種類
国内産玄米 国内産そば

(4) 登録の区分
品位等検査

(5) 農産物検査を行う区域
山形県

(6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
二戸部 康 之	玄米、そば	国内産農産物に限る。
二戸部 里 美	玄米、そば	

山形県告示第501号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第 1 項の規定により、まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和 7 管理年度（令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月末日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 27 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第502号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第 1 項の規定により、ずわいがに日本海系群 B 海域に関する令和 7 管理年度（令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月末日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 27 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第503号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第 1 項の規定により、まだら本州日本海北部系群に関する令和 7 管理年度（令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月末日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 27 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第504号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和 7 年 6 月 27 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 調査を行った者の名称
山形市

2 調査を行った期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 5 日まで

- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
山形市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字上樫沢及び大字下樫沢の各一部
- 5 認証年月日
令和 7 年 5 月 30 日

山形県告示第505号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和 7 年 6 月 27 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
酒田市
- 2 調査を行った期間
令和 5 年 5 月 29 日から令和 6 年 9 月 11 日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
酒田市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
北沢の一部
- 5 認証年月日
令和 7 年 5 月 30 日

山形県告示第506号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。
令和 7 年 6 月 27 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける 土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける 者の数	賃借権の設定等を受ける土地
山 形 市	1 者	山形市大字津金沢字沖ノ前86番 1 ほか400筆
上 山 市	3 者	上山市下生居字屋敷前275番ほか 6 筆
天 童 市	6 者	天童市大字蔵増字谷地4898番 1 ほか24筆
山 辺 町	2 者	東村山郡山辺町上沢108番ほか 2 筆
中 山 町	5 者	東村山郡中山町大字達磨寺字東屋浦2969番ほか14筆
寒河江市	68者	寒河江市大字日田字中向137番 1 ほか261筆
河 北 町	27者	西村山郡河北町谷地字嶋721番ほか84筆
西 川 町	2 者	西村山郡西川町大字睦合字上ノ平甲345番17ほか16筆
村 山 市	27者	村山市大字楯岡字蓬田7305番ほか148筆

東 根 市	15者	東根市大字東根元東根字白金4933番 2 ほか24筆
新 庄 市	6 者	新庄市金沢字関屋4394番 1 ほか26筆
最 上 町	7 者	最上郡最上町大字向町字前森2135番380ほか23筆
舟 形 町	14者	最上郡舟形町長者原字原田33番ほか158筆
鮭 川 村	1 者	最上郡鮭川村大字川口字坂ノ上725番25ほか14筆
米 沢 市	3 者	米沢市広幡町成島590番 1 ほか27筆
南 陽 市	18者	南陽市櫛塚字松浦檀2312番 1 ほか102筆
高 畠 町	1 者	東置賜郡高畠町大字元和田元中和田字館ヶ崎509番 1 ほか24筆
長 井 市	8 者	長井市平山字上宮地3803番 1 ほか161筆
白 鷹 町	7 者	西置賜郡白鷹町大字浅立字野原2742番ほか131筆
飯 豊 町	22者	西置賜郡飯豊町大字黒沢字平田4089番 1 ほか255筆
遊 佐 町	6 者	飽海郡遊佐町岩川字中割124番ほか12筆

2 認可年月日
令和 7 年 6 月 19 日

山形県告示第507号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 7 年 6 月 27 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 保安林予定森林の所在場所
鶴岡市一霞字宮之前 1－2、6－12、286－3、289－1、289－2、289－4、290、291－1 から291－3 まで、松之本95－2、101－1、101－2、102
- 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第508号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年6月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所
最上郡大蔵村大字清水字大釘峰3068－1、3068－2
- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
イ 主伐に係る伐採種は、択伐による。
字大釘峰3068－1、3068－2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び大蔵村役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第509号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

令和7年6月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	指 定 す る 区 間	
	起 点	終 点
一般国道345号	飽海郡遊佐町北目字田屋敷31番3	飽海郡遊佐町北目字田屋敷7番2
主要地方道山形天童線	天童市大字乱川字下川原1102番16地先	天童市大字乱川字下川原598番2
一般県道東根尾花沢線	東根市神町南一丁目9337番2	東根市神町中央二丁目9087番27
一般県道山形空港線	東根市神町西四丁目340番227	東根市神町中央二丁目9087番10

- 2 指定する期日 令和7年7月1日

山形県告示第510号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和7年6月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	指 定 す る 区 間	
	起 点	終 点
一般国道345号	飽海郡遊佐町北目字田屋敷31番 3	飽海郡遊佐町北目字田屋敷 7 番 2
主要地方道山形天童線	天童市大字乱川字下川原1102番16地先	天童市大字乱川字下川原598番 2
一般県道東根尾花沢線	東根市神町南一丁目9337番 2	東根市神町中央二丁目9087番27
一般県道山形空港線	東根市神町西四丁目340番227	東根市神町中央二丁目9087番10

2 指定する期日 令和 7 年 7 月 1 日

3 通行方法

1 の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.25メートル以上・縦寸法0.13メートル以上又は横寸法0.13メートル以上・縦寸法0.25メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

公安委員会関係

規 則

山形県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 27 日

山 形 県 公 安 委 員 会
委 員 長 北 村 正 敏

山形県公安委員会規則第 9 号

山形県道路交通規則の一部を改正する規則

山形県道路交通規則（昭和49年 2 月県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号イ(ケ)中「(ア)から(ク)」を「(ア)から(カ)」に改め、同号イ(カ)を同号イ(コ)とし、同号イ(ク)の次に次のように加える。

(ケ) 保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急に訪問し看護を行うため使用中の車両又は助産師が緊急に訪問し助産等を行うため使用中の車両

第 4 条第 1 項第 3 号ウ(カ)中「同条第 2 項」を「同条第 3 項」に改め、同条第 3 項第 1 号ア中「自動車検査証」を「自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面」に改め、同項第 2 号イ中「ア」を「ア及びイ」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足る書面

第 4 条に次の 2 項を加える。

- 5 第1項第3号に規定する標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）又は山形県内のいずれかの警察署の署長を経由して別記様式第2号の2の申請書により公安委員会に標章の再交付を申請することができる。
- 6 第1項第3号に規定する標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更を生じたときは、別記様式第2号の3の届出書に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、速やかに交通規制課長又は山形県内のいずれかの警察署の署長を経由して、公安委員会に提出し当該標章に変更に係る事項の記載を受けなければならない。
- 第9条第1項第4号及び第2項第4号中「およそ不可能」を「困難」に改め、同条第4項中「書類又はその写し」を「各号に掲げる書類」に改め、同項第1号中「自動車検査証」を「自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面」に改め、同項第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。
- (3) 当該申請に係る用務を疎明する書類
- 第9条第6項中「別記様式第7号」を「別記様式第6号」に改め、同条に次の5項を加える。
- 7 第3項において、用務の性質上、許可を受けようとする駐車場所が、県内の複数警察署の管轄区域内にまたがる場合、申請書は一の警察署に提出すれば足りる。
- 8 第6項に規定する駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、別記様式第6号の2の申請書により所轄警察署長に駐車許可証の再交付を申請することができる。
- 9 第6項に規定する駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の記載事項に変更を生じたときは、別記様式第6号の3の届出書に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、速やかに所轄警察署長に提出しなければならない。
- 10 所轄警察署長は、第6項の駐車許可証の交付を受けた者が、第5項の規定による許可条件に違反したとき、又は特別な事情が生じたときは、その許可を取り消すことができる。
- 11 第6項の駐車許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該駐車許可証（第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した駐車許可証）を廃棄しなければならない。
- (1) 駐車許可の期間が満了したとき。
- (2) 駐車許可証の交付を受けた理由がなくなったとき。
- (3) 駐車許可証の再交付を受けた後において亡失した駐車許可証を発見し、又は回復したとき。
- (4) 駐車許可を取り消されたとき。

別表第1中

「	駐車禁止・時間制限駐車区間規制除外指定申請書 (別記様式第2号)	警察本部長又は住所地を管轄する警察署長	を
「	除外標章交付申請書 (別記様式第2号)	警察本部長又は県内のいずれかの警察署の署長	に改める。
	除外標章再交付申請書 (別記様式第2号の2)		
	除外標章記載事項変更届 (別記様式第2号の3)		
」			

別表第2中

「	一般国道47号	新庄市大字鳥越字本宮後1407番1から新庄市大字本合海字福宮3342番1まで	を
	一般国道47号	最上郡戸沢村大字津谷字鞭打野2282番1から最上郡戸沢村大字古口字真柄97番4まで	
」			
「	一般国道47号	新庄市大字鳥越字本宮後1407番1から最上郡戸沢村大字古口字真柄97番4まで	に、
」			
「	一般国道345号	東田川郡庄内町狩川字古田2番4から飽海郡遊佐町菅里字菅野310番16まで	を
」			

一般国道345号	東田川郡庄内町狩川字古田 2 番 4 から飽海郡遊佐町菅里字菅野310番16まで	に、
一般国道345号	飽海郡遊佐町北目字田屋敷31番 3 から飽海郡遊佐町北目字田屋敷 7 番 2 まで	

主要地方道新庄次年子村山線	村山市大字本飯田字西山2498番 1 から村山市大字櫛山字金谷原4600番442まで	を
---------------	--	---

主要地方道新庄次年子村山線	村山市大字本飯田字西山2498番 1 から村山市大字櫛山字金谷原4600番442まで	に、
主要地方道山形天童線	天童市大字乱川字下川原1102番16地先から天童市大字乱川字下川原598番 2 まで	

一般県道村山大石田線	村山市大字名取字清水北3123番135から村山市大字名取字湯沢2112番 2 まで	を
------------	---	---

一般県道村山大石田線	村山市大字名取字清水北3123番135から村山市大字名取字湯沢2112番 2 まで	に改める。
一般県道東根尾花沢線	東根市神町南一丁目9337番 2 から東根市神町中央二丁目9087番27まで	
一般県道山形空港線	東根市神町西四丁目340番227から東根市神町中央二丁目9087番10まで	

別記様式第 1 号中、「第75条の 8」を「第75条の 8 第 1 項」に、「第47条」を「第47条及び同法第49条の 3 第 3 項」に改める。

別記様式第 2 号を次のように改める。

別記様式第 2 号（第 4 条関係）

除外標章交付申請書	
年 月 日	
山形県公安委員会 殿	
住 所（所在地）	
ふ り が な	
氏 名（名称）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
標 章 の 名 称	
番 号 標 に 表 示 されている番号	
除外を受けよう とする 期 間	
除外を受けよう とする 区 間	
除外を受けよう とする 理 由	☐ 以下の公安委員会が定める業務に使用する
	☐ 以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 2 号の次に次の 2 様式を加える。

別記様式第2号の2（第4条関係）

除外標章再交付申請書	
年 月 日	
山形県公安委員会 殿	
住 所（所在地）	
ふ り が な	
氏 名（名称）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号の3（第4条関係）

除外標章記載事項変更届	
年 月 日	
山形県公安委員会 殿	
住 所（所在地）	
ふ り が な	
氏 名（名称）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第6号を次のように改める。

別記様式第6号（第9条関係）

駐車許可申請書	
年 月 日	
警察署長 殿	
住所（所在地）	
申請者 氏名（名称）	
電話	
番号標に表示 されている番号	
許可を受けようと する日時期間	
許可を受けようと する場所	
許可を受けようと する理由	
第 号	
駐 車 許 可 証	
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。	
条 件	
年 月 日	
警 察 署 長 印	

備考 1 申請者は太枠内を記入すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第6号の次に次の2様式を加える。

別記様式第6号の2（第9条関係）

駐車許可証再交付申請書	
年 月 日	
警察署長 殿	
住 所（所在地）	
氏 名（名称）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
許 可 証 番 号	
許可証交付年月日	
再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 6 号の 3 （第 9 条関係）

駐車許可証記載事項変更届	
年 月 日	
警察署長 殿	
住 所 （ 所 在 地 ）	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
許 可 証 番 号	
許可証交付年月日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第7号を次のように改める。

別記様式第7号 削除

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の別記様式第1号、別記様式第2号及び別記様式第6号の規定による用紙については、当分の間、使用することができる。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、令和7年7月20日執行予定の参議院山形県選出議員選挙における選挙人名簿の登録の基準日を次のように定めた。

令和7年6月27日

山形県選挙管理委員会

委員長 粕谷真生

登録の基準日 令和7年7月2日

山形県選挙管理委員会告示第28号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、令和7年1月26日執行の山形県議会議員補欠選挙（酒田市・飽海郡選挙区）における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和7年6月27日

山形県選挙管理委員会

委員長 粕谷真生

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- | | | |
|---|-------------------------------------|------------|
| 1 選挙の種類 | 令和7年1月26日執行 山形県議会議員補欠選挙（酒田市・飽海郡選挙区） | |
| 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） | | 5,446,500円 |
| 3 報告書の要旨 | | |

候補者氏名	佐藤 寿	所属党派	立憲民主党	期間	令和6年11月18日から 令和7年2月3日まで	第1回分
出納責任者氏名	佐藤 寿					
収入				支出		
主たる寄附				人件費	320,000円	
（氏名）				家屋費	713,772	
（団体名）	（職業）		（寄附額）	選挙事務所費	713,772	
寿山会	政治団体		1,050,000円	集合会場費	0	
立憲民主党山形県総支部連合会	政党支部		1,000,000	通信費	7,645	
安藤亘	農業		1,000,000	交通費	0	
安藤玲子	無職		98,500	印刷費	895,990	
				広告費	524,243	
				文具費	9,544	
				食糧費	144,305	
その他の寄附	0件		0	休泊費	0	
その他の収入			500,000	雑費	296,506	
今回計			3,648,500	今回計	2,912,005	
前回計			0	前回計	0	
総計			3,648,500	総計	2,912,005	
		項 目		金 額		
支出のうち公費負担相当額		ビラの作成		123,680円		
		ポスターの作成		574,750円		
		計		698,430円		

報告書受理年月日	令和7年2月7日	第1回報告分
----------	----------	--------

候補者氏名	佐藤 寿	所属党派	立憲民主党	期間	令和6年12月1日から 令和7年2月19日まで	第2回分
出納責任者氏名	佐藤 寿					
収入				支出		
主たる寄附				人件費	0円	
（氏名）				家屋費	0	
（団体名）	（職業）		（寄附額）	選挙事務所費	0	
			0円	集合会場費	0	
				通信費	12,203	
				交通費	0	
				印刷費	0	
				広告費	0	
				文具費	0	
				食糧費	0	
その他の寄附	0件		0	休泊費	0	
その他の収入			0	雑費	35,938	
今回計			0	今回計	48,141	
前回計			3,648,500	前回計	2,912,005	
総計			3,648,500	総計	2,960,146	
		項 目		金 額		
支出のうち公費負担相当額		ビラの作成		0円		
		ポスターの作成		0円		
		計		0円		

報告書受理年月日	令和7年3月21日	第2回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	佐藤喜紀	所属党派	自由民主党	期間	令和6年12月23日から 令和7年2月10日まで	第1回分
出納責任者氏名	岡部亀義					

収入				支出		
主たる寄附				人件費	405,000円	
〔氏名〕				家屋費	909,000	
〔団体名〕	(職業)	(寄附額)		選挙事務所費	821,000	
自由民主党山形県支部連合会	政党支部	1,600,000円		集会会場費	88,000	
新風会	政治団体	1,000,000		通信費	16,278	
自由民主党山形県酒田市第五支部	政党支部	1,000,000		交通費	150	
				印刷費	849,200	
				広告費	1,205,028	
				文具費	0	
				食糧費	49,422	
その他の寄附	0件	0		休泊費	0	
その他の収入		500,000		雑費	254,060	
今回計		4,100,000		今回計	3,688,138	
前回計		0		前回計	0	
総計		4,100,000		総計	3,688,138	

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	123,680円
	ポスターの作成	550,000円
	計	673,680円

報告書受理年月日	令和7年2月10日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	佐藤喜紀	所属党派	自由民主党	期間	令和7年1月1日から 令和7年2月26日まで	第2回分
出納責任者氏名	岡部亀義					

収入				支出		
主たる寄附				人件費	0円	
〔氏名〕				家屋費	0	
〔団体名〕	(職業)	(寄附額)		選挙事務所費	0	
		0円		集会会場費	0	
				通信費	27,295	
				交通費	0	
				印刷費	0	
				広告費	0	
				文具費	0	
				食糧費	0	
その他の寄附	0件	0		休泊費	0	
その他の収入		0		雑費	22,166	
今回計		0		今回計	49,461	
前回計		4,100,000		前回計	3,688,138	
総計		4,100,000		総計	3,737,599	

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和7年3月10日	第2回報告分
----------	-----------	--------

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末機器等の賃貸借の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年6月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

(2) 日時 令和7年7月17日（木） 午前10時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末機器等の賃貸借 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による

(3) 契約期間 契約締結の日から令和12年11月30日までとする。ただし、契約締結の日から令和7年11月30日までは、賃貸借の準備期間とするもので、当該準備に係る費用を受注者負担とし、賃貸借期間は、令和7年12月1日から令和12年11月30日までとする。

(4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 令和7年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和7年1月31日付け県公報第574号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 都道府県において住民基本台帳ネットワークシステム代表端末機器等の導入及び保守業務を受託した実績がある者であること。

(6) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することにより認証を受けていること又はJIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県みらい企画創造部市町村課行政係 電話番号023(630)2084

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県みらい企画創造部市町村課行政係で交付するほか、山形県の

ホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年 3 月県規則第 9 号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の 2 の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第 1 項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和 7 年 7 月 10 日（木）午後 5 時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月 3 日（木）午後 5 時までに山形県みらい企画創造部市町村課行政係に提出するとともに、併せて 2 の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書を提出すること。
- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2 の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required: Lease of laptops and other computer devices for the Yamagata Prefecture Basic Resident Registration Network System: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. July 17, 2025
- (3) Contact point for the notice: Local Municipalities Division, Department for Innovation, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken, 990-8570 Japan TEL 023(630)2084

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 7. 3. 21	号外(12)	2	19	第70条の 2 後段を削り、同条を第70条の 3 とし、第70条の次に次の 1 条を加える。	第70条の 4 を削り、第70条の 3 を第70条の 4 とする。 第70条の 2 後段を削り、同条を第70条の 3 とし、第70条の次に次の 1 条を加える。
同	同	同	下から20中	第72条の 2 第 1 項第 3 号中	第72条の 2 第 1 項第 1 号中「この条及び次条において」を削り、同項第 3 号中
同	同	同	下から 9	第72条の 3 第 1 項第 1 号中「この条及び次条において」を削り、同項に次の 2 号を加える。	第72条の 3 第 1 項に次の 2 号を加える。
同	同	6	下から 7	「に係る最後」	「に係る最後の月まで」
同	同	同	下から 5	に係る最後」	に係る最後の月まで」
同	同	56	下から13		

誤

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給					6 級
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	

正

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給					6 級
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	

令和7年6月27日印刷
令和7年6月27日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県